

## ○台湾BSMIのRoHS要求移行期間における認証書有効期限に関する補足情報

2015年12月29日付BSMI公告「經標三字第10430007280號」による、自動データ処理器・プリンタ・コピー機・TV・ディスプレイ・PCモニターに対する2017年7月1日施行予定のRoHS要求追加については、すでに2016年9月16日付弊社メルマガおよびWEB掲載記事にてご案内しております。

(詳細はこちら ⇒ [http://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2016/09/14\\_201609-4.pdf](http://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2016/09/14_201609-4.pdf))

ただし、2015年12月29日以降にRoHS未対応で新規発行される認証書の有効期限と、その延長可否に関し、BSMI公告からは読み取りにくい解釈がございましたので、追加入手した情報とあわせてご案内します。(本情報はBSMI公式文書ではなく、UL Japanが入手した参考情報です。)

### 【要点】

- A. 2015年12月29日以降にRoHS未対応のまま新規申請して発行された(有効期限が2017年6月30日)BSMI認証書に対して、あらためてRoHS追加申請を行ったとしても、再発行される認証書の有効期限は変わらず、2017年7月1日以降への期限延長はできない。
- B. 上記Aの場合、一旦RoHS追加変更申請を行い、認証取得後、あらためて新規申請(BSMI認証番号が新規になる)を行うことで、有効期限3年のBSMI認証書が取得できる。  
つまり、2017年6月30日までに、RoHS追加認証取得→新規申請認証取得の順で2段階対応が必要。
- C. ただし、BSMIは運用上、(認証書番号が異なっても)同一モデルのBSMI認証書の併存を認めていないため、既存認証書の有効期限(2017年6月30日)満了の翌日(2017年7月1日)から3年の有効期限をもつ認証書が発行される。これにより、当該モデルの認証の有効性は(認証書番号は変わるが)連続して維持される。
- D. また、上記Cの場合、BSMIの規定により、従来期限延長申請と同様に、既存認証書の有効期限(2017年6月30日)満了の3ヶ月前(2017年3月31日)までは新規申請も受け付けられない。  
つまり、2017年4月1日～2017年6月30日の間に、RoHS追加変更認証を取得の上、さらに新規申請・認証取得を完了させる必要がある。

※2015年12月29日以前に取得した認証書に、2017年6月30日までにRoHS追加変更申請を行う場合、および新規申請時にRoHS追加を同時に対応されている場合は、上記の影響はございません。

### 【BSMI公告とその解釈】

※ 下記は、UL Japanの参考和訳抜粋です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

經濟部標準檢驗局公告 発行番号：經標三字第 10430007280 號 発行日：2015 年 12 月 29 日

#### 関連検査規定：

##### 【略】

一、リストされた商品の修正後の検査規格は公告の日より実施し、修正前の検査規格は2017年7月1日より適用を中止する。リストされた商品の検査方式、検査登録適合性評価モジュール、認証書の期限及び検査費用率等の規定は変更なく維持する。

##### 【略】

三、公告の日より、型式認可及び検査登録の処理を行う。

(一)すでに認証を取得している場合：ライセンスホルダーは2017年6月30日までに、制限物質の含有状況と表示位置、証明(表1、2参照)及び制限物質含有状況表示宣言書を提出して本局に認証書の変更申請を行うこと。変更を行う認証書は根拠となる規格の欄に、CNS 15663 第5項「含有表示」の規定に適合したことを追記することで区別を行う。再発行後の認証書の有効期限は発行前と変わらず維持する。2017年6月30日までに変更申請を完了しなかった場合は、商品型式認可管理弁法第16条第1項あるいは商品検査法第42条第9項の規定により、その認証書を廃止する。

(二)新規申請あるいは認証書の期限延長申請を行う場合：公告の日より、ライセンスホルダーが修正後の規格に基づき、本局へ申請する場合、制限物質の含有状況と表示位置、証明(表1、2参照)及び制限物質含有状況表示宣言書を提出し、認証書の根拠となる規格の欄に、CNS 15663 第5項「含有表示」の規定に適合したことを追記することで区別を行う。もし、修正前の検査規格で認証取得した場合、認証書の有効期限は、2017年6月30日までとする。

上記公告の一項と三項について、RoHS対応を行う場合の認証書有効期限を、その取得時期で整理すると、以下のようになります。

1. 2015年12月29日までに発行済の認証書で、かつ、RoHS未対応のBSMI認証書に、2017年6月30日までにRoHS追加申請して認証書を取得する場合。

①変更申請 ⇒ 認証書有効期限：元の認証書の有効期限まで

②期限延長申請 ⇒ 認証書有効期限：発行日から3年間\*

\* BSMIの規定により、期限更新は1回しか認められないため、すでに3年+3年の期限が満了している場合は、更新ではなく新規申請が必要になります。

2. 2015年12月29日以降に新規発行された認証書

①RoHS対応済の新規BSMI認証書 ⇒ 認証書有効期限：発行日から3年間

②RoHS未対応の新規BSMI認証書 ⇒ 認証書有効期限：2017年6月30日※

③②にRoHS追加した変更BSMI認証書 ⇒ 認証書有効期限：2017年6月30日※

※上記解釈は、以下の根拠によります。

・三項で「公告の日より、型式認可及び検閲登録の処理を行う。」とされている。

・三の(一)項では、「すでに認証を取得している場合」について、「2017年6月30日までに」RoHS追加対応の変更申請・認証取得を行うことができるとされている。

・しかし、三の(二)項では、「新規申請あるいは認証書の期限延長申請を行う場合：公告の日より…。もし、修正前の検査規格で認証取得した場合、認証書の有効期限は、2017年6月30日までとする。」とされています。

・上記をもとに整理すると、「公告の日(2015年12月29日)以降にRoHS未対応で新規・期限延長取得した認証書は、有効期限は2017年6月30日となり、さらなる期限延長はできない。」と解釈できます。

#### 【補足・追加情報】

1) 上記2-②および2-③に該当する場合、期限延長申請は受け入れられず、全て新規申請(BSMI認証書番号が新規になる)が必要になります。

2) ただし、2-③のようにRoHS追加申請の認証取得済の場合は、新規申請の際も安全/EMCの試験レポート等の提出は不要で、認証書原本を返納することにより、追加試験なしで新規認証書が発行されます。(上記はETC経由の場合。製品や規格に変更がある場合は上記の限りではありません。)

3) また、BSMIは運用上、(認証書番号が異なっても)同一モデルのBSMI認証書の併存を認めていないため、既存認証書の有効期限である2017年6月30日翌日の2017年7月1日から3年の有効期限をもつ認証書が発行されます。

4) さらに、3)の場合、BSMIの規定により、従来の期限延長申請と同様に、既存認証書の有効期限(2017年6月30日)満了の3ヶ月前(2017年3月31日)までは新規申請が受け付けられませんので、結果的に、2017年4月1日～2017年6月30日の間に、新規申請・認証取得が必要となります。

初回認証書発行日	説明No.	RoHS対応	認証書有効期限	⇒	2017年6月30日までに必要な対応	対応後の認証書有効期限
2015年12月29日まで	1-①	未	発行日から3年間。 ただし、2017年6月30日までにRoHS対応できない場合は取り消される。		変更申請(RoHS追加)・認証取得	元の認証書の有効期限まで
	1-②	未			変更申請(RoHS追加+期限延長)・認証取得	発行日から3年間。 ただし、初回認証取得から6年まで。
2015年12月29日以降	2-①	済	2017年6月30日		対応不要	—
	2-②	未			変更申請(RoHS追加)・認証取得 + 新規申請・認証取得	2017年7月1日から3年間**
	2-③	済*			新規申請・認証取得	

\* 2-③は、2-②に対して変更申請でRoHS対応追加しても期限が延長されないという意味

\*\* 認証書番号は新規になる。また、新規申請開始は2017年4月1日以降で、2017年6月30日までに認証取得が必要。

【2017年2月10日追加情報】BSMIは暫定運用として、上記2-②について、初回認証書発行日から3年目までの認証書に限り、RoHS追加変更申請後、新規申請を行わずに3年間の期限延長を認めています。ただし、初回認証書発行日から3年以上経過し、6年目までの期限更新がされたものは、上記2-②のように、RoHS追加変更申請後、新規申請が必要です。なお、この運用は書面で発行されておらず、今後変更になる可能性があります。